「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を 進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣 言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

・企業間での共同開発

異業種他社との共同研究開発をはじめとしたパートナーシップの構築に取り組みそれぞれの 強みを活かすことで、開発時間の短縮や課題解決力を高め、付加価値を創出します。

• GX (Green Transformation) の取り組み

企業連携による生産工程等の脱/低炭素化、グリーン調達等を推進すると共に、PPA モデル事業として本社屋上に導入した太陽光パネルによって得られる再生可能エネルギーを本社工場で使用する全ての電力に置き換え、CO2 の排出削減に貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の 申入れがあった場合には協議に応じ、労務費、原材料費、エネルギー価格等上昇分の影響を考 慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契 約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の 負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

④ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密 保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求め ません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない 短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な 負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、取引関係の継続等に配慮します。

3. その他(任意記載)

・パートナー企業様との公正かつ誠実な取引を行い、相利共生の維持・強化に努めます。

2023年7月1日

企 業 名

株式会社 をくだ屋技研 代表取締役社長 奥田 智 役職・氏名(代表権を有する者)